

フェロシルト公判

元副工場長「会社ぐるみ」

「逆有償、上司が決裁」

化学メーカー石原産業(大阪市)によるフェロシルト不法投棄事件の第3回公判が2日、津地裁であり、廃棄物処理法違反(不法投棄)の罪に問われた同社四日市工場元副工場長、佐藤誠被告(69)への被告人質問があった。佐藤被告は「私を中心になったのは間違いない」としながらも、田村藤夫社長ら当時の上司は「了承していた」とし、具体例をあげながら会社ぐるみの犯行だったと主張した。

この日の佐藤被告の主張によると、01年12月に京都府木津川市(旧加茂町)のフェロシルト埋設地から環境基準を超える値で有害物質の六価クロムを検出した際、佐藤被告は頻繁に現地へ出張し、当時工場長だった田村社長に「六価クロムの対応に行きます」と口頭で報告したという。

また02年11月に三重県四日市市の埋設地から六価クロムを検出した時も詳しく報告したという。佐藤被告は「(フェロシルトは有害だと)田村さんは知っていたと思う」と述べた。

産業廃棄物であることを示す根拠の一つで、商品の代金を超える運搬費を支払う「逆有償」についても、佐藤被告は上司の決裁を受けたと主張した。運搬費を盛り込んだ搬出計画の稟議書を、工場長だった田村社長と佐藤被告の2人で発議。01年8月、田村社長に同行して本社へ説明に行き、会長や取締役ら9人から決裁をもらったという。

同社が05年に証拠隠滅をしたとされる件についても、当時工場長だった安藤正義常務の指示があったと主張した。「佐藤さん、頼みますわ」と言われたので、汚泥の生産量を示す記録の改ざんなどを具体的に部下に指示した」と述べた。弁護人からの被告人質問の最後に、佐藤被告は「私に言わせれば会社ぐるみの犯行と思っている」と淡々と話した。

同じ罪に問われて被告になっている同社はこれまで、フェロシルトは有害物質を含む産廃とは思っていないかった▽犯行は佐藤被告の独断で報告もなかった▽証拠隠滅は佐藤被告の指示で行われた、などと主張している。

産業廃棄物であること

を指示したと主張した。佐藤さん、頼みますわ」と